郡民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)新旧対照表(抄)

以 旧聚	
目次 (現行のとおり)	三次 (略)
第一条から第四条の二十三まで (現行のとおり)	第一条から第四条の二十三まで (略)
(統括管理者等の選任)	(統括管理者等の選任)
第四条の二十四 (現行のとおり)	継回条の二十回 (器)
2 (現行のとおり)	0 (盤)
3 (現行のとおり)	ი (盤)
一 (現行のとおり)	(盗)
ア及びイ (現行のとおり)	ア及びイ (略)
ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和五十四年法律	ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和五十四年法律
第四十九号。以下「省エネ法」という。)第五十一条第一項のエ	第四十九号。以下「省エネ法」という。) <u>第九条第一項</u> のエネル
ネルギー管理士免状の交付を受けている者	ギー管理士免状の交付を受けている者
エ及び才 (現行のとおり)	エ及び才 (略)
ニ及び三 (現行のとおり)	ニ及び三 (略)
第四条の二十五から第十三条の五まで (現行のとおり)	第四条の二十五から第十三条の五まで (略)
((特定家庭用機器)
第十三条の六(条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家	第十三条の六(条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家
庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百四十六条第一	庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第七十九条第一項
頃に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に	に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲
越 げるものとする。	げるものとする。

- 室内機の運転を個別に制御するものを除く。) に限る。以下同じ。)け形のもの(一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各が四キロワット以下のものに限る。) であって、直吹き形かつ壁神定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの(冷房能力四号。以下「省エネ法施行規則」という。) 第九十二条第一項に規合理化等に関する法律施行規則 (昭和五十四年通商産業省令第七十二テコンディショナー (水冷式のものその他エネルギーの使用の
- く。以下同じ。)のその他省エネ法施行規則第九十二条第八項に規定するものを除二、電気冷蔵庫(冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するも
- のを除く。以下同じ。) 用のものその他省エネ法施行規則<u>第九十二条第三項</u>に規定するも三 テレビジョン受信機(交流の電路に使用されるものに限り、産業

(省エネルギー性能等の表示)

第十三条の七 (現行のとおり)

- 20 (配作のかおり)
 - 一 (関行の と なり)
- 消費効率」という。) 業大臣が定める測定方法によって得られた数値(以下「エネルギー」 「一省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産
- 率で表したもの薬に対するエネルギー消費効率の達成率を百分業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分三 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産

- 室内機の運転を個別に制御するものを除く。)に限る。以下同じ。)け形のもの(一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうちをが四キロワット以下のものに限る。)であって、直吹き形かつ壁掛定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの(冷房能力四号。以下「省エネ法施行規則」という。)第四十八条第一項に規合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省今第七十二チコンディショナー(水冷式のものその他エネルギーの使用の
- く。以下同じ。)のその他省エネ法施行規則<u>第四十八条第八項</u>に規定するものを除っての他省エネ法施行規則<u>第四十八条第八項</u>に規定するものを除こ一 電気冷蔵庫(冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するも
- のを除く。以下同じ。) 用のものその他省エネ法施行規則第四十八条第三項に規定するも三 テレビジョン受信機(交流の電路に使用されるものに限り、産業

(省エネルギー性能等の表示)

継十川然の力 (器)

23 (器)

(を)

- 曹効率」という。) 大臣が定める測定方法によって得られた数値(以下「エネルギー消二)省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業
- で表したもの大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率三 省エネ法第七十八条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業

四 省エネ法第百四十五条第一頃の規定に基づき、機器ごとに経済産 業大臣が定める年度

五から九まで (現行のとおり)

第十四条から第十六条の三まで (現行のとおり)

(紫퇃性能)

第十六条の四 (現行のとおり)

一種発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃 母とする自動車 (省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定機器 のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められている

ものに限る。) 当該エネルギー消費効率の値

二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを <u> </u> | 鉄料とする自動車(省エネ法<u>第百四十七条第一号</u>に規定する特定機 器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められてい るものを徐く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算 出された当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第五十二条まで (現行のとおり)

(特定有害物質)

第五十三条 条例第百十三条に規定する規則で定める有害物質は、別表

第十二の上欄に掲げる物質とする。

四 省エネ法第七十八条第一頃の規定に基づき、機器ごとに経済産業 大臣が定める年度

五から九まで (略)

第十 日条から第十六条の三まで (格)

(紫퇃性能)

雅十七条の回 (路)

→ 揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃 母とする自動車 (省エネ法<u>第八十条第一号に規定する特定</u>機器のエ ネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているもの に限る。) 当該エネルギー消費効率の値

二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを エネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているも のを徐く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出さ れた当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第五十二条まで (路)

(形架処理計画書)

第五十三条 条例第百十四条第一項及び第百十五条第二項に規定する 汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一汚染の状況

二 汚染処理の区域

三 汚染処理の方法

定する規則で定める事頃は、炊のとおりとする。 第四項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) に規第五十四条 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項及び第百十六条(土壌汚染の除去等の措置の計画書作成に関する指示等に係る基準等)

- 土壌汚染の除去等の措置を講ずべき期限
- | 工壌汚染の涂去等の措置を講ずべき上地の場所
- 三 土壌地下水汚染対策計画書を提出すべき期限
- 掲げる基準値とする。 第十二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に2 条例第百十四条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表

上壌の特 地下水の流動の状況等からみて、地下水から検

- 四 汚染処理の開始及び終了の時期
- 五 汚染処理の期間中の環境保全対策
- 大 汚染土壌の腴出及び腺出先での処理の方法

(汚染処理又は汚染拡散防止措置の完了届)

置) 完了届出書によらなければならない。 完了の届出は、別記第三十一号様式による汚染処理(汚染拡散防止措 十六条第三項及び第百十七条第四項に規定する汚染拡散防止措置の 準用する場合を含む。) に規定する汚染処理の完了の届出並びに第百第五十四条 条例第百十四条第三項 (第百十五条第三項の規定において

定有害物 質の濃度 が、溶出量 基準(汚染 土壌処理 基準のう ち溶出量 に係る基 準値をい ひ。) を超 え、又は超 えること が確実で あると認 められる 十五

るものを除く。)、同条第四項に規定する水道用 水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用 水道のための原水として取り入れるために用 い、又は用いることが確実である取水施設の取 水口 ウ 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二 十三号)第四十条第一項の都道府県地域防災計 画等に基づき、災害時において地下水を人の飲 用に供するために用いるものとされている井戸 のストレーナー、場水幾の取水口その他の地下 水の取水口

範囲に、次に掲げるいずれかの取水口又は地点が あること。 ア 地下水を入の欽用に供するために用い、又は 用いることが確実である井戸のストレーナー、

出された特定有害物質の濃度が別表第十二の一

の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に広

じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「地下水基準」

という。)を超える地下水の汚染があるとすれば

その汚染が拡大するおそれがあると認められる

- 場水機の取水口その他の地下水の取水口

イ 地下水を水道法第三条第二頃に規定する水道

事業(同条第五頃に規定する水道用水供給事業

者により供給される水道水のみをその用に供す

	エ 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原
	因として、水質の汚濁に係る環境上の条件につ
	いての環境基本法(平成五年法律第九十一号)
	第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚
	濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用
	大球の割点
11 土壌の特	当該土地が人が立ち入ることができる土地であ
定有害物	NON-No
質の濃度	
が、含有量	
基準(汚染	
土壌処理	
基準のう	
ち 舎 有 量	
に係る基	
<u>準恒をい</u>	
<u>心。) </u>	
,	
え、又は超	
えること	
が確実で	
あると認	
められる	
<u> </u>	
1	ぬいて、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去を

の措置が講じられていないこと。

(土壌地下水汚染対策計画書)

によらなければならない。
事項を記載した別記第三十号様式による土壌地下水汚染対策計画書合む。) に規定する土壌地下水汚染対策計画書の提出は、次に掲げるび第百十六条第九項(第百十六条の二第二項において準用する場合を条第四項(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) 及第五十四条の二 条例第百十四条第一項、第百十五条第二項、第百十六

一 汚染の状況

- の拡大の坊止のために必要となる土壌汚染の除去等の惜置の区域) を含む。)の適用を受ける場合にあっては、周辺への地下水の汚染 十六条第四項第二号 (第百十六条の二第二項において準用する場合 二 土壌汚染の除去等の措置の区域 (条例第百十五条第二項又は第百
- 及びその選択理由の拡大の防止のために必要となる土壌汚染の除去等の措置の方法)の拡大の防止のために必要となる土壌汚染の除去等の措置の方法)を含む。)の適用を受ける場合にあっては、周辺への地下水の汚染十六条第四項第二号(第百十六条の二第二項において準用する場合三 土壌汚染の除去等の措置の方法(条例第百十五条第二項又は第百
- 四 土壌汚染の除去等の措置の開始及び終了の時期
- 五 上壌汚染の除去等の措置の期間中の環境保全対策
- 及び搬出先での処理の方法大・汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における機出の方法
- 2 前項の土壌地下水汚染対策計画書には、次に掲げる書類等を添付し

なければならない。

- | 1 | 上壌汚染の除去等の措置を実施する場所の汚染状態を明らかに
- 図及び断面図 | 工壌汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面
- 三 措置終了後の状況を明らかにした図面
- 載した書類を行う者の氏名(法人にあっては名称)及び処理施設の所在地を記回 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理
- ができることを証する書願五、汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理すること

(土壌汚染の除去等の措置の完了届)

- | 古十一号様式による土壌地下水汚染対策完了届出書によらなければ合む。) に規定する土壌汚染の除去等の措置の完了の届出は、別記第び第百十六条第九項(第百十六条の二第二項において準用する場合を条第八項 (第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) 及第五十四条の三 条例第百十四条第五項、第百十五条第六項、第百十六
- 付しなければならない。 2 前項の土壌地下水汚染対策完了届出書には、次に掲げる書類等を派
 - 頃を記載した書類一土壌汚染の除去等の措置の実施及び汚染土壌の機出に関する事
- 二 土壌汚染の除去等の措置の実施方法を明らかにした平面図、立面

図及び断面図

(汚染状況の調査)

- らなければならない。 果の報告は、別記第三十二号様式による土壌汚染状況調査報告書によ染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとし、その調査結百十六条の二第一項並びに第百十七条第二項に規定する土壌等の汚第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び<u>第九項、第</u>
 - | 特定有害物質の使用、排出等の状況
- 1 特定有害物質による土壌等の汚染状況
- 三地下水等の状況
- ければならない。 2 前項の土壌汚染状況調査報告書には、次に掲げる書類等を添付しな
 - は指定作業場の図面
 十六条の二第一項に規定する汚染状況調査にあっては、当該工場又一条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第九項並びに第百
- | した図面 掘削又は土地の改変を行う土地及び当該掘削又は改変の深度を記項に規定する汚染状況調査にあっては、施設等の除却に伴う土壌の|| 条例第百十六条第一項第二号及び第九項並びに第百十七条第二
- 三調査に係る土地の周辺の地図
- 四 調査に係る土地の汚染状況を明らかにした図面

(汚染状況の調査)

による土壌汚染状況調査報告書によらなければならない。について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第三十二号様式百十五条第一項に規定する調査の場合は、第三号及び第四号を除く。)第二項に規定する土壌の汚染状況の調査は、次に掲げる事項(条例第第五十五条 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第百十七条

- | 有害物質の使用及び排出の状況
- 二 有害物質による土壌等の汚染状況
- 三地下水等の状況

四 今後の土地の利用計画

- 定める要件は、次のいずれにも該当することとする。 十六条の二第二項において準用する場合を含む。) に規定する規則で3 条例第百十五条第一項ただし書及び第百十六条第四項第二号 (第百
 - 立て又は干柘の事業により造成された土地であること。一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋
 - 認められる土地であること。
 く、かつ、将来にわたって当該取水口が設けられる見込みがないと
 二、第五十四条第三項第一号の表一の項下欄に規定する取水口がな

(地下水汚染地域における土壌又は地下水の汚染に係る基準)

- 規則で定める基準は、炊の各号のいずれにも該当することとする。(第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する第五十五条の二、条例第百十五条第二項及び第百十六条第四項第二号
 - を留えること。 応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第二地下水基準」という。) 度が別表第十二の四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に 二溶出量基準」という。)を超え、又は地下水の特定有害物質の濃 定有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲げる基準値(以下「第 土壌の特定有害物質の濃度が別表第十二の三の上欄に掲げる特
- <u>の措置が講じられていないこと。</u> □ 当該土地において、土壌汚染対策指針に基づく土壌汚染の除去等

(工場等の廃止又は施設等の除却時の調査等)

(汚染土壌処理基準)

表第十二の上欄に掲げる有害物質の種類の区分に応じ、当該下欄に掲第五十六条条例第百十五条第二項に規定する規則で定める基準は、別

げる基準値とする。

- の掘削を行う日の三十日前のいずれか早い日 しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壌た場合 廃止の日から起算して百二十日を経過した日又は工場若一有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止し
- 日の三十日前設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壌の掘削を行う二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施
- 消しの日から起算して百二十日を経過した日三 条例第百十六条第一項ただし書の確認が取り消された場合 取
- るものとする。 害物質を取り扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがあ 又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定有 2 条例第百十六条第一項第二号の規則で定める主要な施設等は、工場
- 申請書を提出しなければならない。 掲げる事項を記載した別記第三十二号の二様式による調査猶予確認 3 条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、次に
 - 一 廃止した工場又は指定作業場の名称
- 敷地面積 | 廃止した工場文は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び
- 等の状況 三 廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出
- 四 確認を受けようとする土地の場所

- 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
- <u>である理由</u> 大 確認を受けようとする土地において汚染状況調査の実施が困難
- にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合
- ばならない。

 4 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなけれ
 - 類にあっては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書一権認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合
 - 三 発止した工場又は指定作業場の周辺の地図
 - 三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面
 - 物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害
- し書の確認をするものとする。 限り、当該土地の全部又は一部について、条例第百十六条第一項ただの各号のいずれにも該当することが確実であると認められる場合に ら 知事は、第三項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が次
 - どき。 - 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当する
 - 外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場(当該工場等

されること。

- 方法により人が直接触れることのない状況であること。 て現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地とし
- Number 2 | おにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。 随等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、そ者しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基 汚染状況調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現に事業
- たときから遅滞なく届け出なければならない。 承継又は前条第三項第七号の事項の変更にあっては当該変更のあっ更の前に、条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者の地位の第三項第四号から第六号までの事項の変更にあっては当該事項の変確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前条実を証する書類等を付して、別記第三十二号の三様式による調査猶予第五十六条の二 条例第百十六条第二項の規定による届出は、変更の事

- - | 譲渡又は返還のあった土地の場所
 - 三 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称
 - | 名文は名称 | 名文は名称 | 古場文は指定作業場に係る工場等廃止者文は施設等除却者の氏
 - <u>除却の日</u> 四 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等
 - 五 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類
 - きは、その旨 れ、条例第百十八条の二第一項に規定する台帳が調製されていると 大 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告さ
 - がなされているときは、その指示の内容 大条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による指示し、譲渡又は返還のあった土地に係る条例第百十六条第四項(第百十

(汚染地の改変)

- 措置として行う行為を除く。) とする。 行為は、次のいずれかに該当する行為(非常災害のために必要な応急第五十六条の四 条例第百十六条の三第一項に規定する規則で定める
 - | 更を加えること。| 上壌汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変
- 二 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が

世が図られる方法によるものを徐く。)。 め又は観測井を設けるためのボーリングであって、汚染の拡散の防以上であること(土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するた十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル

- 方法によるものを除く。)。 を設けるためのボーリングであって、汚染の拡散の防止が図られると(土壌等の汚染状況その他必要な情報を把握するため又は観測井三 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上であるこ
- 行う場合を除く。)。 四 汚染土壌を敷地外へ搬出すること(試験研究の用に供するために

書の毘出に代えることができる。 一項に基づく届出をしたときは、当該届出をもって汚染拡散防止計画対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十二条第一項又は第十六条第よる汚染拡散防止計画書によらなければならない。ただし、土壌汚染二号、第三号及び第五号を除く。) を記載した別記第三十三号様式に(条例第百二十二条第一項第二号の土壌の機出のみを行う場合は、第及び第七項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、次に掲げる事項第五十六条の五。条例第百十六条の三第一項並びに第百十七条第三項

- 一汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止の区域
- 三 土地の改変又は汚染地の改変の内容及び汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期

(汚染拡散防止計画書)

- 一汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止の区域
- 三 汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期

- 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策
- 及び搬出先での処理の方法大 汚染土壌の搬出の有無並びに搬出する場合における搬出の方法
- を徐く。)を添付しなければならない。 ||条第一項第二号の土壌の搬出のみを行う場合は、第二号及び第三号の 前項の汚染拡散防止計画書には、次に掲げる書面等(条例第百二十
 - | 改変する土地の汚染状態を明らかにした図面
 - 立 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

 - 載した書類を行う者の氏名(法人にあっては名称)及び処理施設の所在地を記回 汚染土壌を運搬する方法及び運搬する者並びに汚染土壌の処理
 - とを証する書類五 汚染土壌の処理を行う者が当該汚染土壌を適切に処理できるこ
- と読み替えて適用する。
 上地の所在地」と、同項第五号中「処理」とあるのは「処理又は管理」者」と、「処理施設の所在地」とあるのは「処理施設又は管理を行うと、同項第四号中「処理を行う者」とあるのは「処理又は管理を行うと、前項第一号中「改変する土地」とあるのは「概出する汚染土壌」終了の時期」と、同項第六号中「処理」とあるのは「処理又は管理」は止の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壌の搬出の開始及び終了の時期」とあるのは「汚染土壌の搬出の開始及び移了の時期」とあるのは「汚染土壌の搬出の開始及びる行う場合にあっては、第五十六条の五第一項第四号中「汚染の拡散されば、場合には、条例第百二十二条第一項第四号中「汚染の拡散

- 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策
- 大 汚染土壌の腴田及び腴田先での処理の方法
- 提出書によらなければならない。 防止計画書の提出は、別記第三十三号様式による汚染拡散防止計画書の 条例第百十六条第三項及び第百十七条第三項に規定する汚染拡散

- ① 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物
- ア 通常の管理行為又は軽易な行為として次に掲げるもの
- 次に掲げる行為については、この限りでない。
- 伴うものに限る。)並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、土地の形質の変更(建築物その他の工作物の建設その他の行為に
- 行為とする。 多例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる
- 第五十七条 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三(土地の改変時の調査等)
- 立 改変の実施方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 改変の実施及び汚染土壌の概出に関する事項を記載した書類
- もって汚染拡散坊止措置完了届出書の提出に代えることができる。 搬出を行ったと認められるときは、当該事実を証する書類の提出を 条各項又は第十六条各項に基づき土地の形質の変更又は汚染土壌の完了届出書によらなければならない。ただし、土壌汚染対策法第十二層の完了の届出は、別記第三十三号の二様式による汚染拡散防止措置 条第八項において準用する場合を含む。) に規定する汚染拡散防止措
- (汚染拡散防止措置の完了届)

一土地の切り盛り、掘削その他土地の造成

行為とする。2 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる

千平方メートルとする。第五十八条 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める面積は、三(土地の改変時の調査等)

で地下に設けるものの新設、改修又は増設

- 3 用水又は排水施設の設置
- **③ 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削**
- ④ 既存道路の補修(新設又は拡幅を伴うものを徐く。)
- でに類する行為。 その他土壌汚染の拡散のおそれがなく、かつ、 ①から ④ま
- とが確実であると認められる土壌汚染が生じている場合を除く。) 行為(当該箇所において汚染土壌処理基準を超え、又は超えるこ イ 改変の対象となる土地の面積の合計が三百平方メートル未満の
- ウ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 二 土壌汚染対策法第四条第一項に基づく届出の対象となる行為
- 土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による3 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲
 - 歴 | 特定有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履
- 二 特定有害物質の使用、排出等の状況

(台帳の調製等)

- 土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。第五十八条。条例第百十八条の二第一項に規定する台帳は、次に掲げる
 - 又は指定作業場の存する土地(条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場)

- 土地利用の履歴等調査届出書によらなければならない。げるとおりとし、その調査結果の届出は、別記第三十四号様式による3 条例第百十七条第一項に規定する規則で定める調査事項は、次に掲
 - | 有害物質の取扱事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
 - 二 有害物質の使用、排出等の状況

- ていることが確認された土地いることでは地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超え査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えて二条例第百十五条から第百十七条までの規定に基づく汚染状況調
- 2 前項の帳簿は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項|| 前項第一号の土地にあっては指示、前項第二号の土地にあっては
 - 二 前項第二号の土地にあっては、汚染状況調査の結果の報告年月日
 - 三土地の所在地
 - 四 調製年月日又は訂正年月日
 - | 事業の名称 | により汚染状況調査を実施した場合にあっては土地の改変に係る| | 作業場が廃止されている場合はその旨)、第百十七条第二項の規定| | 場合にあっては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定| | 又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した| | 五 第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項
 - <u>いる土地の面積大 汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されて</u>
- 七 汚染状況調査の方法に関する特記事項
- 人 特定有害物質による土壌等の汚染状況
- 九 汚染状況調査の受託者
- 十 当該土地の状況が第五十四条第三項第一号に該当する場合は、そ

€71**I**

- <u>の拡大の防止のために講じられた措置がある場合は、その内容</u> 十一 当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染
- は、その旨十二、当該土地に条例第百二十二条第一項第二号の土壌がある場合
- 十三 当該土地が第五十五条第三項に該当する場合は、その旨
- 質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨十四 当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形
- 十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚
- <u> 染土壌の処理等の方法</u> 十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚
- <u>のとする。</u> 3 第一項の規定による土地の台帳は次に掲げる書類等を添付するも
- ア染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
- <u>かにした図面</u> 大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明ら 二 当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡
- 三 当該土地に係る汚染の拡散坊止の方法を明らかにした図面
- 四対象地周辺の地図
- 4 台帳の帳簿記載事項及び書類等に変更があったときは、知事は速や
- かにこれを訂正しなければならない。
- (処分についての意見の申出) 第五十九条から第七十九条まで (現行のとおり)

(処分についての意見の申出) 第五十九条から第七十九条まで (略) 該意見を申し出ることができる。当該処分のあったことを知った日からおおむね七日以内に、知事に当分について意見があるときは、他の法令及び条例の規定によるほか、当該処理用する場合を含む。)、第百二十五条第二項、第百二十九条又は第百項、第百十六条第四項、第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)、第百十六条第四項、第百十六条の二第二項において準用す同条第二項、同条第四項、第百十六条の二第二項において準用す一条、第九十八条第四項、第百二条、第百三条、第百二条、第五十四条第一項、第八条の二十一、第四十二条第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十二、第八条の第二人、同条第三項、第五条の十二、第八条の書入等の一十、第八条の十四第二項、第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十二第一項、第八十条 条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、

2 (関行のとおり)

第八十一条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第十一まで (現行のとおり)

別表第十二 汚染土壌処理基準(第五十三条及び五十四条関係)

	珊 無	1 111
種類 特定有害物質 の	ミリグラム) 一リットルにつき溶出量(単位、検液	きミリグラム) 一キログラムにつ 含有量(単位 土壌
一カドミウム及	カドミウムとして	カドミウムとして

以内に、知事に当該意見を申し出ることができる。規定によるほか、当該処分のあったことを知った日からおおむね七日けた者は、当該処分について意見があるときは、他の法令及び条例の年九条又は第百五十五条第二項の規定による命令その他の処分を受第百十五条第二項、第百十六条第二項、第百二十五条第二項、第百三条、第百二年系第二項、第百三条、第五十四条第一項、第八条の二十一、第四十二条第一項、第八条の十九第一項、第八条の二十、第五条の十四第二項、第五条の十五第二項、第五条の十八、第八条の第八十条、条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、第八十条、条例第五条の八第一項、同条第三項、第五条の十三第一項、

22 (24)

第八十一条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第十一まで (略)

別表第十二 汚染土壌処理基準 (第五十六条関係)

	掛	1 =
有害物質の種類	ミリグラム) 一リットルにつき溶出量 (単位) 検液	きミリグラム) 一キログラムにつ合有量(単位 土壌
一 カドミウム及	カドミウムとして	カドミウムとして

びその化合物	0.01	1 40
ニッアン行命物	検出されないこと。検液中にシアンが	五〇遊離シアンとして
三 一	ないこと。 検液中に検出され	
合物四 鉛及びその化	绺かして 〇・〇一	館として 一五〇
合物 王 大価クロム行	○・○五六倍クロムとして	二五〇 大価クロムとして
化合物六 砒素及びその	⇒繋をして ○・○	砂素として 一五
の水銀化合物キル水銀その他七、水銀及びアル	どり が検出されないこ 中にアルキル水銀 大銀として のの五かり、検液	水銀として 一五
フェニル パリ塩化ビ	ないこと。検液中に検出され	
オンン ユリクロロエ	0.011	
エチンン 十 テトラクロロ	0.01	

びその化合物	0.01	1 140
11 ツレン名仰を	検出されないこと。 検液中にシアンが	五〇 遊離シアンとして
三 有機縫化合物	ないこと。検液中に検出され	
合物四。鉛及びその化	銘として 〇・〇一	銘として 一五〇
合物 大価クロム化	○・○五六価クロムとして	二五〇 大価クロムとして
化合物 大 砒素及びその。	世帯をして 〇・〇	似素として 一五
の水銀化合物 キル水銀その也 七 水銀及びアル	○○五 水銀として ○・○	水銀として 一五
<u> </u>	いこと。 水銀が検出されな 検液中にアルキル	
フェニル ポリ塩化ビ	ないこと。検液中に検出され	
チンンナロロエ	0.011	
ロエチフン十二 テトアクロ	0.01	

<u>₩</u> % ✓ □ □ ×	0.011	
十二 四塩化炭素	0.0011	
グロロイダン <u>十川</u> 一・ニージ	0.008	
グロロイギフン <u>十回</u> ー・ージ	0.1	
<u> </u>	O • OE	
タン 	1	
バタ H ロロケニマー + ユ ー・ー・ニ	0.004	
↑□□プロペン	0.0011	
十九 チウラム	0.004	
<u>ニ</u> ットジン	0.0011	
カルブ チャベン	0.011	
(4)	0.01	

		 i 1	
<u> </u>	0.011		
十三 四雄化炭素	0.0011		
✓ロロHをソ <u>+国</u> ・リーツ	O·00E		
グロロイチフン 土 <u>州</u> 1・1一ジ	0.1		
<u> </u>	0.08		
ダン 一	1		
タン ヘングロロH ヘングロロH	0.004		
大口ロプロペン十九 一・三一ジ	0.0011		
二十 チウラム	0.00%		
<u> </u>	0.0011		
カルブチオベン	0.011		
	0.01		

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一
11 ツレン 名 4 参	こと。検液中にシアンが検出されない
川 性蘇蘇 5 何 参	検液中に検出されないこと。-
四。銘及びその化合物	<u> </u>

別表第十二の二 地下水基準(第五十四条関係)

二から四まで (現行のとおり)

量をいい、含有量とは土壌に含まれる特定有害物質の量をいう。一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の

編析

びその化合物 <u>二十三</u> セレンヌ	0.01	五〇 サフンシント
びその化合物 二十四 ほう素及	ほう素として	○○○ ほう素として 四、
びその化合物 二十五 ふっ素及	○・< ⊗ * として	○○○ ☆っ素として 四、
ン) <u> </u>	0.0011	

こから四まで (略)

いい、含有量とは土壌に含まれる有害物質の量をいう。

一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量を

編析

びその化合物 <u> </u>	0・0 かっしゃ	五〇 センシとして 一
びその化合物 二十五 ほう素及	ほう素として	○○○ ほう素として 四、
びその化合物 二十六 ふっ素及	○・₹をして	るのの なっ素として 団、
デルノシー ゴナカ 袖行ブリ	0.0011	

H 大角クロイ行命を	大価クロムとして 〇・〇五
大・砒素及びその化合物	意素として ○・○
他の水銀化合物 上 水銀及びアルキル水銀その	出されないこと。 つ、検液中にアルキル水銀が検水銀として 〇・〇〇〇五 か
八 ポリ塩化ビフェニイ	検液中に検出されないこと。
九 トリクロロエチフン	<u> </u>
+ 11-11-41-77	0.01
+1 % < D D X & Y	0.011
十二	0.0011
+111 •11-3000400	<u>0.008</u>
<u> </u>	$\bigcirc \cdot \uparrow$
<u> </u>	
<u> </u>	T
<u> </u>	0·00K
<u> </u>	0.0011

別表第十二の三(第二溶出量基準(第五十五条の二関係)

ジメトン及びEPNをいう。

三 有機鱗化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチル

こん。

□ 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した 場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを

定値によるものとする。

一 基準値は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第 二十九号)第六条第二項第二号により測定した場合における測

編を

<u> 十七 </u>	0·00K
11+ 2427	0.0011
	0.011
11+11 3747	0.01
二十三 セレン及びその化合物	10.0 10.04
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として「
二十五 ふっ素及びその化合物	なっ素として 〇・八
(別名クロロエチンン) コナ六 猫化ビニッチャー	0.0011

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
カドミウム及びその化合物	対ドミウムとして 〇・三
リレン つかる	<u> </u>
三	T
四。鉛及びその化合物	<u> </u>
H 大角クロイ行命を	大価クロムとして 一・五
六 砒素及びその化合物	寮素かして 〇・川
他の水銀化合物 上 水銀及びアルキル水銀その	れないこと。 検液中にアルキル水銀が検出さ 水銀として 〇・〇〇五 かつ、
八 ポリ猫行ブレェニグ	0.0011
九 トリクロロイチァン	<u> </u>
+ 11-11-41-77	<u> </u>
+1 3/4001447	0.11
十二 日祖乞丞素	0.011
+111 •11-30000402	○·○E
<u> </u>	T

定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定」基準値は、土壌汚染対策法施行規則第六条第三項第四号に規

儒考

<u> </u>	○·E
<u> </u>	111
+ <u>サー・・・・リーマンクロロ</u>	<u>○・○</u> ⊀
<u> </u>	0.011
+4 401/4	<u>○·○</u> ⊀
11+ % > % > % > /	0.011
二十一 チャベンセチア	0.11
	0.1
ニナニ セレン及びその化合物	<u> </u>
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として三十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 二十回
(別名クロロエチレン) 11十六 塩化ビニルチンマー	0.011

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇三
<u>ニュットン</u>	<u> </u>
三	T
四。鉛及びその化合物	憩かして 〇・ 1
H 大価クロ4代合物	大価クロムとして 〇・五
大・砒素及びその化合物	他素として 〇・一
七、水銀及びその化合物	れないこと。 検液中にアルキル水銀が検出さ 水銀として 〇・〇〇五 かつ、
八 ポリ塩化ビフェニル	0.0011
九 トリクロロエチフン	0.1

別表第十二の四(第二地下水基準(第五十五条の二関係)

ジメトン及びEPNをいう。

三 有機鱗化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチル

場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを ろう。

| 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した

値によるものとする。

+ 11-11-41-77	0.1
+	0.11
十二 回祖行派素	0.011
+111 •11-3000400	
<u> 十</u>	丁
<u> </u>	○·目
+	117
<u> </u>	0.01
<u>+</u> ・ - ジ レ ロ ロ よ ロ よ	0.011
十七 チャラム	O.OK
11+ % > % % % %	0.011
	0.11
11十11 ベンガン	$\bigcirc \cdot \uparrow$
二十三 セレン及びその化合物	カフンかし・1

二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として・十
二十五 ふっ素及びその化合物	なっ素として 人
(別名クロロエチンン) コナ六 猫化ビニッチャー	0.011

編析

- 定値によるものとする。 定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測工生進値は、土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第二号に規
- <u>いう。</u> 場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した
- ジメトン及びEPNをいう。 三 有機嫌化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチル

別記第一号様式から別記第二十七号様式まで (現行のとおり)別表第十三から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第二十七号様式まで(略)別表第十三から別表第二十まで(略)

(B) 年度の適 (日本工業規格A列4番) 1 毎日の最には至入しないこと。 「単版」 最には不断の重視の最初の中分類項目を記入すること。 二以上の基礎に成する事態を行う事 第一にあっては、担当する金属を配を入すること。 するものを記入すること。 するものを記入すること。 H m. 进 指定作業場 都長の健康と安全を確保する環境に関する条列第110条第1項の規定により、 正管理化学物質の使用量等を次のとおり報告します。 適正管理化学物質の使用量等報告書 (本 月 日東四 会権権所の衛用雇用者教 通 正 管 題 合 学 教 質 の 表 用 職 等 △別議のと3×n 奈安村豊 03 任 所 氏 名 (进人にあ 報日 -(電子メールアドレス 事業所の名称 型 工場・指定作業場の別 髰 電話番号 事業所の所在 麗 佑 所 氏 果 朱 粮 湿 茶 無 綵 (現行のとおり) 別記第二十九号様式 (現行のとおり) | 編 チェールケアレス | | 編 チェールケアレス | | 編 子 - ルルアドレス | | 電子 | 参照の展には、新聞書に助ける各別版に一演参参をつけた上。数値する別版の参号を犯入するこ | 2. 点印の機には、新聞書に助ける各別版に一演参参をつけた上。数値する別版の参号を犯入するこ (日本工業規格A列4番 (H) 2 項で準用する第 116 条第 とおり慣出します。 月 日まで 10 第114 発第1項 第116 条第2項 第116 条第4項 第116 条第9項 第116 条の2 第2 土壤地下水污染対策計画書 10220 年 月 日から (住居表示) (地套) 別紙のとおり 连 務 長 名 (無人にあ 都段の健康と安全を確保する環境に関する条例 工場又は指定作業場の名称 工場又は指定作業場の所在地 汚 珠 の 状 説 土壌汚染の除去等の搭展の区域 指属の確認 措置の選択雇由 盤 第30号様式 (第54条の2関係) 所 國 庆 名 報話報号 土壌汚染の情報の方法を表した。 日本 なんの は は なんかん は は びその 強 校 理 由 単 校 理 由 単 被 產格先

(日本版) 開発的の報告記されるいとと、 1 「開発」 所は1日本部の基金の知の中の報知目を犯入すること、コミ上の発展に関する事業を行う事業を行う事業を指する主義を指する主義を指する主義を指する主義を指する主義がある主義が多し、第一の権力に挙げる指定作業等のうち証当するものを担入すること。 指定作業場 舶 理化学物質の使用量等報告 人 B現在) 01 生 所 を 名 (使人に) 毎民の健康と安全を確除する保地に関する条例第 正管理化学物質の使用量等を次のとおり報告します 事業所の名称 開口 住氏 -月明年 (電子メールアドレス (ファクシミリ番号 適正管理 工場・指定作業場の別 羅 本 適正管理化学物質の被 ※支付額 型 趣 井 殿 所 編 氏 名 艦話番号 秞 2 事業所の所 **张** 集業は 罐 绽 挺 张田 枨 別統 (盤)

m;

毌

別記第二十九号様式 (盤)

田田

污染处理計画書提出書

第30号模式(第53条関係)

の発生

щ

△別紙(○別紙(

汚染処理の開始 及び終了の時期

10220 102289

△別紙(△別帳(

汚染色理の期間中 の 環境 保全対策 汚染土壌の敷出及 び酸出光での危度 の 方 注

102339 102330 10220

△別帳(

汚事の状況 汚染処理の区域 汚染処理の方法

工 勝 文 は 指定作業場の 多 工 勘 文 は 指定作業場の 所 在 権

西 底 名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)

黃路光

該当する別級の藤号を配入すること。 (日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

汚染の状況、汚染土壌の機出の有無並びに搬出する 場合における機出の方法及び機出先での処理の方法 獲考 この様式各種に記入しきれないときば、図面、表等を利用すること 機能接近を生するおそれが あ る と き れ た 林 回 有 密 類 の の 条 数 並びに当該等定有者物質による 土種及び施下水市院の決決 第二部出書 第2は 第二部大歩器開設状態にある 整度有解解 質0.名 整位有解解質0.名 建位に当該等を有容能質0.名 土華及び地下水汚染の状況 数出の国益及及び名類の対象 撤出する汚染土壌の 体 及び運搬の方法 その他の当該土地における 特定有害物質による汚染の状況 別紙 (日本工業規格A列4番) (A) (A) 第114条第5項 第114条第5項 第116条第6項 第116条第5項 第116条第2項 第116条約2項を回用する第116条第 第116条約2項を回用する第116条第 200条ので、次のとおり届け出さず116条第 日まで 土壤地下水汚染対策完了届出書 BMB (住居表示) 压 所 氏 名 (法人にあ 措置美施後に機能被表及び 関辺地下水汚染の拡大が 生じるおそれがないことを 確認したときは、その方法 工場又は指定作業場の名称 工場又は指定作業場の所在地 措置完了後における 当該土地の汚染の状況 措置の開始及び終了の時期 実施した措置の内容 第31号様式 (第54条の3関係) 所 属 氏 名 <u>薬給先</u> 電話番号 (ファクシ 崇禄任置

第31号様式(第54条関係)

1本工業組終 4 別 4 展)

第32号様式(第55条関係) 2 合用の職工に、昨年38-2012ときは、図面、実等を利用すること。
 3 この株式各種に記入しまれないときは、図面、実等を利用すること。
 (日本工業規格入別4番) 編字 1 別紙が2枚以上となる場合法、それぞれに番号を付けること。 2 △月の欄には、指在着に添けする各別紙に一連番号をつけたし、該当する別順の番号を記入する。 特定有害物質の使用、排出等の状況 のとおり 特定有害物質の 使用格所等 特定有害物質の 種類、使用目的、 使用形態等 土壌汚染対策法又は 条 例 に 基 づ く 調査及び指置の履歴 業権及び主要製品 特定有害物質の 使 用 状 況 特定有害物質の排 出 状 況 既往調査及び措置に関する情報 その歯替誤丼風

医 名	61
(放入にあっては名称、代教者の氏名及び主たる事務所の所在地)	9
第115条第1項 都民の健康と安全を護保する環境に関する条例 第116条第31項 第116条第31項 第116条の3第1項 第116条の3第1項	95
工場者しくは指定性素質の名称 又は土地の改変に係る事業の名称	
工盤者しくは指定性業盤の再在機 (住民表示) 又 は 土 塊 の 改 裏 の 場 所 (地路)	
第116条第1項に第4く 調素の単合は、単止の日 年 月 日 2は影響の主権の監督を行う日	
特定有害物質の別級のとおり	
試料採散維点及び年月日 △別紙()のとおり	
出 <u> </u>	_
調査を受託した者の 特定有害物質による 氏名 又は名 軽	
土壤等の汚染状況 試料採取地点及び年月日 △別紙()のとおり	
調 査 の 方 及 び 調 査 の 結	
N 調査を受託した者の 氏 名 又 は 名 軽	-
地下水等の状況△別紙()のとおり	
今後の土地の利用計画 △別紙()のとおり	
参支付置	
所 動 所 始 所	1
(ファクシミリ番号 (銀ネメールアドレス	
11.	1
とこの事式を難に捉入しまれないときは、図画、非等を包囲すること。	
	ú

土壤汚染状況調查報告書

- 1	22
	38
П	44
П	1
J	
4	
볬	
3	
4	
1	
3	
a	
Ŋ.	
2	
~	

東京 京 市 市 市 市 市 市 市 市	STREET, Change when	I take year	Sh ath Mrs	As the sky all	
R		土堰汽	染状况	調合数品	
1	京監加事				
R				姐	
Ref A multiple Ref Role Role Role Role Role Role Role Role				ᇸ	
Ret A (2012年 1972年 1973年 19			(徳人にあっ	ては各称、代表さ	ずの氏名及び北たる事務所の所在地)
1487 1787	紅尺の健康と安全を確保す	る機能に	十七名参阅部	115条第1項 116条第1項 117条第2項	- 1
2 日本 1 日本	調査を実施しましたので、次	のとおり報	告します。		
15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15.	工場者1くは指定作業場の 名称文は土地の改変に係る 事業の名称				
生物質の使用を及	工場表1くは指定作業場の 所在地又は土地の改変の場所				
(1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	有害物質の使用状況	△別紙(^	ŭ R	
13 年 12 の 町 12 13 年 12 日	有害物質の排出状況			11.0	
13	# # #			△別紙(
32 年 19 の 19 回 22 年 19 公別所(1000000000000000000000000000000000000) のとおり
第 次 情 乳	2 6 9			△別職 (
2. 大学の 4. 以 3. 以 (1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	35 V. O. O. O. O.			△NJāK (
2条 所 職	機下 水等の状況及び 今後の土積の利用計画 (条例第115条第1項に基 びく額表を除く。)	APPINE (30	
6条 所 編	张设付置				
年 名 <u>電話番号</u> (ファクシミリ (電子メールア	所				
(ファクシミリ	压 名				
(電子メールア	(ファクシミリ語	苗			
	(電子メールア	17.3			4

都長の健康と安全を確保する環境に関する条何第116条第1項ただし書の規定により 調査管子確認申請書を次のとおり提出します。 81)のとおり 譲認の範囲 △別紙 調查猶予確認申請書 陳止した工場又は指定作業場の (ほ配表示) 繁 地 で か っ た 土 郷 の (機能) 所 在 徳 及 び 紫 雄 面 領 柴地面値 度止した工場又は指定作業態に おけ る 幹 定 省 素 数 質 の △別紙(著 用 、 静 出 等 の 表 況
 土地の所有者等の氏名又は名称。
 佐名又は名称。
 住所
 住所
 住所
 住所

 (申請者以外に所有者等がいる場合)
 連絡年
 任 所 名 廃止した工場又は指定作業場の名称 確認を受けようとする 土 地 の 増 所 確認を受けようとする土地について 予 定 され てい る 利 用 の 方 法 確認を受けようとする土地において 汚 仏 状 茂 調 麦 の 実 施 が 困 蟹 で あ る 埋 由 泰安付置 (重) ては名時、代賞者の氏名及び主たる事務所の所在地) 都段の健康と安全を維保する環境に関する条例第 116 条第2項の模定により 調査管子確認事項変更届出書を次のとおり提出します。 61 6 102489 変更後の内容及び変更 (予定) 年月日 3 この様式各種に配入しまれないときは、図面、教等を利用すること。 4 変更の事実を証する書類等を添付すること。 0 0 2 25 9 第23号の21時式 (第56条の2回俗) 調査網子確認事項変更届出書 変更後の範囲 △別紙 〈 △914F (住 所 氏名 (法人にあっ 連絡先 確認を受けている 土地について予定されて 有・無 いる利用の方法 条例第 116 条第 1 項ただし書の 隆 郡 に 係 る 土 地 の 所 在 地 魔部を受けている者の 有・無氏 名 な は 名 株 確認を受けている在・ 各届出事項の変更の有無 所 属 氏 名 連絡先 電話番号

第32号の2様式 (第56条関係)

汚染拡散防止計画書

(日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

△印の欄には、計画書に添付する各別紙に

(1972年) (1973年) (19	土地利用の履歴等調査届出書	宗统护兼托宁郑黟孙卜四王典
(株) () () () () () () () () ((本) 月 (本)	
(株 産) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	住 西 氏 名 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在他)	京都古孝殿
(住居を形)	全を確保する環境に関する条例第117条第1項の規定により、土地利用の限度等の たので、次のとおり届け出ます。	氏 名 (独人にあっては名称、代表者の長名及び主たる書籍所の所在他)
(性 数)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
開発 (1 1	により、汚染拡散防止の排震が完了しましたので、次のとおり届け出ます。
The Resident	°E	土地の改変に経る事業の名称 (第 117 条署6項の場合)
## (III.	新の投換又は寄事の部所
No De 26 20 No De 26 20 20 No De 26 20 20 No De 26 20 20 20 No De 26 20 20 20 20 20 No De 26 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	<u>現在の土地利用</u> 状況及び土地の △別紙 () のとおり	等 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		び終了の時期 年月 Hがら 年月
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	○別紙(
E-S-Xit-2file	士夢の改成の名	実施した汚染の拡散的止の 語 関 の 内 特
<u>E E S A L S E E E E E A E E E A E E E A E E E A E E E A E E E A E E E A E E E A E E E A E E E A E</u>		改变後に健康被害及び
が 変数 を を を を を を を を を を を を を	土 趣 の 所 有 者 <u>E&SZは各株</u> (土地の所有者が 住所 福出者と製なる場合)	国辺地下水が染の粘大が 国辺地下水がないことを 課態したときは、その方法
遊 編 編	低のとおり	漢字 一後 に なけば はまし 割 十 割 の 所 場 の 表 の の 場 の ま
養		
連絡先 2.2		
連 衛 3 2 2		西氏
(2)	ツボン 離中 トライドアメ	dw1
THE RESERVE THE PROPERTY OF TH	<u>は2部入しないこと。</u> こは、居出者に終けする各別紙に一進番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入するこ これ	- 01
この様式各種に記入しまれないとまた、図版、表等を利用すること。	. 1	

大地利用の機

